小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

- 1 改定規則「旅客営業規則」 66条、130条、131条、295条
- 2 改定日2023年3月18日(土)初電より
- 3 改定内容 【別紙】新旧表をご確認ください。

以上

現行版

「旅客営業規則」

第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。

第68条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて社の線

2 普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が一部もしくは全部が複乗になるとき

改定版 「旅客営業規則」

第3章 旅客運賃・料金

路が同一方向に連続する限り、キロ程を通算して計算する。

は、折返しになる駅の前後の区間キロを打切って計算する。

第1節 通則

第65条、第66条 削 除

第 65 条、削

第1節 通則

(鉄道駅バリアフリー料金を加算した旅客運賃の計算方)

第3章 旅客運賃・料金

第66条追加→ 第66条 普通旅客運賃には規則第130条に規定した料金を加算するものとし、普通旅客運賃を基準に 運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。

2 通勤定期旅客運賃には規則第131条に規定した料金を加算するものとし、通勤定期旅客運賃を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。

(旅客運賃・料金計算上の原則)

第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程等の計算方)

第68条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて社の線路が同一方向に連続する限り、キロ程を通算して計算する。

2 普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が一部もしくは全部が複乗になるときは、折返しになる駅の前後の区間キロを打切って計算する。

第8節 削 除

(旅客運賃・料金計算上の原則)

(旅客運賃計算上のキロ程等の計算方)

第8節追加⇒

第130条 削 除

第130条追加⇒

第 131 条 削 除

第 130 条追加⇒

第 132 条 削 除 第 133 条 削 除

第8章 入 場 券

第1節 入場券

(入場券の発売)

第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入しこれを所 持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の 者2人までについては、この限りでない。

(入場券の料金)

第295条 入場券は1枚につき、大人130円、小児70円とする。

第8節 鉄道駅バリアフリー料金

(普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)

第130条 普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1乗車につき10円とする。 (通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)

第131条 通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1箇月につき600円とする。

第 133 条 削 除

第8章 入 場 券

第1節 入場券

(入場券の発売)

第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入しこれを所 持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の 者2人までについては、この限りでない。

(入場券の料金)

第295条 入場券は1枚につき、大人140円、小児70円とする。